

## 備品等に関する考え方

本指定管理業務の実施に必要な備品等については以下のとおり分類し、更新します

### ・備品等(Ⅰ種)

施設の維持管理上必要な備品で市の所有物です。指定管理期間中は指定管理者に無償で貸与します。

更新に係る費用は市で負担しますが、修繕等は指定管理業務の費用により実施してください。

### ・備品等(Ⅱ種)

施設の維持管理上必要な備品で現在は市の所有物です。指定管理期間中は指定管理者に無償で貸与します。

今後、市で更新は行いません。更新に際しては、市と指定管理者で協議し、指定管理業務の費用をもって更新したものについては、今後も市の所有物として取り扱います。指定管理業務の費用を用いず更新したものについては備品等(Ⅲ種)として取り扱います。

なお、修繕等は指定管理業務の費用により実施してください。

### ・備品等(Ⅲ種)

指定管理者が自己の費用で購入又は調達する備品です。

指定管理者の所有物ですので、更新、修繕等は指定管理者の自己の費用で実施してください。